

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成24年4月1日

公益財団法人警察協会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人警察協会（以下「協会」という。）定款第13条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、協会を勤務先とし、かつ、週3日以上業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の決定等)

第3条 協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年俸制とし、別表1に示す額を上限として、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支給)

第4条 常勤役員の報酬は、12等分して1ヶ月の報酬として、別表2に基づき支給する。

- 2 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その退職手当は支給しない。

(報酬の支払日等)

第5条 報酬の支払日及び支払方法は、別に定める職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）によるものとする。

2 次に掲げるものは、報酬の支払いのときに控除することができる。

(1) 所得税

(2) 住民税

3 新たに常勤役員が月の途中で就任したときは、その月の報酬は日割り計算による。

4 常勤役員が退任し、または死亡した場合は、その月の報酬は日割り計算による。

(費用)

第6条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって要する費用については、これを遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとし、後日精算を行うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その支給方法は別に定める給与規程による。

(公表)

第7条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 報酬の上限

役 職	報酬（年俸）の上限
会 長	400万円
その他の役員	300万円

別表2 報酬の支給基準

支給額	支給方法
報酬の1/2	月額にして支給